
監査委員公表

監査委員公表第6号

令和7年10月1日付R07-21000-00479の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があつたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年12月19日

長崎県監査委員 下 田 芳 之
同 研 山 祐 実
同 松 本 洋 介
同 坂 本 浩

7 交管第138号
令和7年11月27日

長崎県監査委員 下 田 芳 之 様
長崎県監査委員 研 山 祐 実 様
長崎県監査委員 松 本 洋 介 様
長崎県監査委員 坂 本 浩 様

長崎県知事 大石 賢吾
(公印省略)

令和7年度長崎県公営企業会計定期監査結果に
係る措置について（通知）

令和7年10月1日付けR07-21000-00479の監査結果の報告に基づき、別紙の
とおり措置を講じたので通知します。

令和7年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置

会計：長崎県交通事業会計 所管部局：交通局

【1 意見】

監査の結果	講じた措置
<p>ア 経営状況について</p> <p>令和6年度の経営成績は、総収益52億7,408万円、総費用51億491万円、純損益1億6,917万円で、前年度に比べ増収減益となり、令和4年度以降、単年度収支は黒字を維持している。なお、前年度からの繰越欠損金は3億1,295万円、当年度末現在の未処理欠損金は1億4,378万円となっており、前年度に比べ1億6,917万円改善している。</p> <p>改善の要因として、長崎県交通局経営計画に沿った、長崎自動車株式会社（長崎バス）との共同経営方式による路線バスの再編、子会社である長崎県央バス株式会社の交通局への統合、営業所再編による効率化の実施や、貸切バスの運賃改定等による増収などが挙げられる。</p> <p>バス利用客数が回復傾向にあり、営業収益が増加した一方で、処遇改善に伴う人件費の増加や、車両及び軽油価格における物価高騰の影響が顕著であるなか、バス運転士の確保や車両の更新が課題となっていることから、そのための財源となる運賃収入の増を図ることを含めて、引き続き後期5か年行動計画に沿って着実に経営改善に努めていく必要がある。</p>	<p>令和7年度においては、経営計画後期5か年行動計画に基づき、コロナ禍で投資を抑制していた車両更新を進めるなど、着実に取組を進めている。</p> <p>また、乗合バスの運賃改定を令和7年9月に実施し、今後見込まれる各種費用の財源確保に努めている。</p> <p>引き続き、経営基盤の安定・強化に努めるとともに、地域生活交通の確保と本県観光振興への貢献を図っていく。</p>